

# 「指定通所介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(3372600100)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1」～「要介護5」と認定された方が対象となります。要介護認定を申請中の方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	10
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	11

## 重要事項説明書付属文書

1. 契約締結からサービス提供までの流れ .....	15
2. サービス提供における事業者の義務 .....	16
3. 損害賠償について .....	17
4. サービス利用をやめる場合 .....	17
5. 事故発生時の対応について .....	18
6. 第三者評価について .....	19
7. 苦情の受付について .....	19

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 早島町社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 都窪郡早島町前潟249番地1  
(3) 電話番号 086-482-3000  
(4) 代表者氏名 三宅 進  
(5) 設立年月 平成元年2月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定  
(2) 事業の目的 通所介護  
(3) 事業所の名称 早島町デイサービスセンター  
(4) 事業所の所在地 都窪郡早島町前潟249番地1  
(5) 電話番号 086-482-3517  
(6) 責任者氏名 野中 亨介 (施設長)  
(7) 管理者氏名 藤原 和幸  
(8) 当事業所の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の介護負担の軽減を図ります。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (9) 開設年月 平成12年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

早島町及び倉敷市の中庄・茶屋町・豊洲・岡山市の箕島・興除の小学校区の区域

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 ただし、年末年始の12月29日～翌1月3日を除く
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土 9時20分～16時35分

## 4. 職員の体制

当事業所では、お客様に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

## 〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1	一	1	
2. 生活相談員	1 以上	一	1	介護職員と兼務
3. 機能訓練指導員 (看護師・理学療法士)	1 以上		1	看護師は看護業務と兼務
4. 看護職員	1 以上		1	機能訓練指導員と兼務
5. 介護職員	5 以上		5	

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、通所されるご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をお客様に負担いただく場合 があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

### 〈サービスの概要〉

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに従った通所介護計画に定められます。

① 食事提供及び食事介助（但し、食費は保険給付対象外）

当事業所では、栄養士による献立表により、栄養及び客様の身体状況、並びに嗜好を考慮した食事を提供します。

② 入浴介助

入浴の介助を行ないます。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄介助

ご契約者の身体状況に合わせて必要な排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 口腔機能の維持向上

歯や義歯、口の中の衛生管理と日常の手入れ方法の指導及び、飲み込みの機能維持や改善につながる体操（嚥下体操）の指導を実施します。

＜サービス利用料金＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

- ・自己負担額は、サービス利用料金に『介護保険負担割合証』に記載された割合を乗じた額になります。
- ・サービスの利用料金は、お客様の要介護度や利用時間に応じて異なります。
- ・介護保険の改正に伴い料金の額や加算の名称が変更になる場合があります。

（1）《通所介護・・・1回あたりの利用料金》

利用時間7時間以上8時間未満で全てのサービスをご利用の場合

基 本 料 金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護度別利用料金	6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円
② サービス提供体制 強化加算Ⅰ-イ		220円			
③ 入浴介助加算Ⅰ (実施日のみ算定)		400円			
入浴介助加算Ⅱ (実施日のみ算定)	※入浴動作の自立を目的として、計画書に基づいた、入浴対応を行なう場合は、1回あたり550円になります。				
④ 個別機能訓練加算Ⅰ-イ (実施日のみ算定)		560円			
サービス利用に係る 自己負担額①～④	1割	776円	895円	1,018円	1,141円
	2割	1,552円	1,790円	2,036円	2,282円
	3割	2,328円	2,685円	3,054円	3,423円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 自己負担額の合計×9.2%	1割	72円	83円	94円	105円
	2割	143円	165円	187円	210円
	3割	214円	247円	281円	315円

注：サービスの提供時間が変わると利用料金も変わります。

上記以外に3～4時間、4～5時間、5～6時間、6～7時間の提供時間があります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条、第9条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

食費

提供する食事の費用です。

1 食あたり680円（行事の特別食は料金が変わる場合があります。）

通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた時点から片道5キロメートルにつき300円頂きます。

延長利用

通常のサービス提供時間帯を超えてサービスを提供する場合、30分毎に500円の預かり料を頂きます。

洗濯

一人暮らし、高齢者世帯などで環境や心身の状態によって洗濯ができない場合に限り入浴後のタオルや衣類を1回50円で洗濯します。

趣味活動

ご契約者の希望により創作などの趣味活動に参加していただくことができます。手芸・工作等の材料代は実費を頂きます。

日常生活上必要となる介護・医療用品、個人的に使用される物にかかる費用

個人用の介護用品（オシメやトロミ剤など）・継続した処置に必要な医療用品（ガーゼなど）のうち、ご契約者に負担していただくことが適当であるものについては現物をお持ちいただくようお願いします。また、個人の携帯電話やGPSの充電を定期的に希望される場合はメーカーに確認した電気料金をお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、利用日数に基づいて1か月ごとに集計しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 下記指定口座への振込み
- 中国銀行早島支店 普通預金 1290060  
 社会福祉法人 早島町社会福祉協議会（介護保険会計）  
 会長 三宅 進
- イ. 口座自動引き落とし  
 振替日 郵便局の場合25日 その他金融機関は28日
- ウ. 現金での支払い  
 サービス利用月の翌月末日までに事務所にお持ちください

※利用料金のお支払いについて、口座振替にかかる手数料はご契約者にご負担いただきます。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- サービスの変更、追加の申し出に対し、事業所の稼働状況等によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- 利用当日の中止の申し出は、9時30分までに必ずご連絡ください。ご連絡のない場合、食費(680円)をいただきます。但し、ご契約者の急な体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

会長 三宅 進

印

早島町ティーサービスセンター

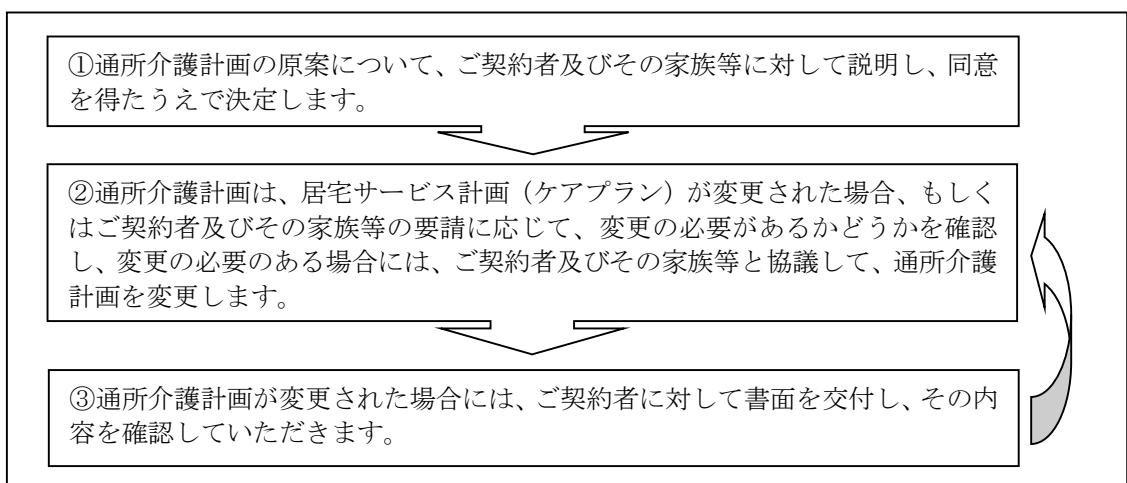
説明者

印

## ＜重要事項説明書付属文書＞

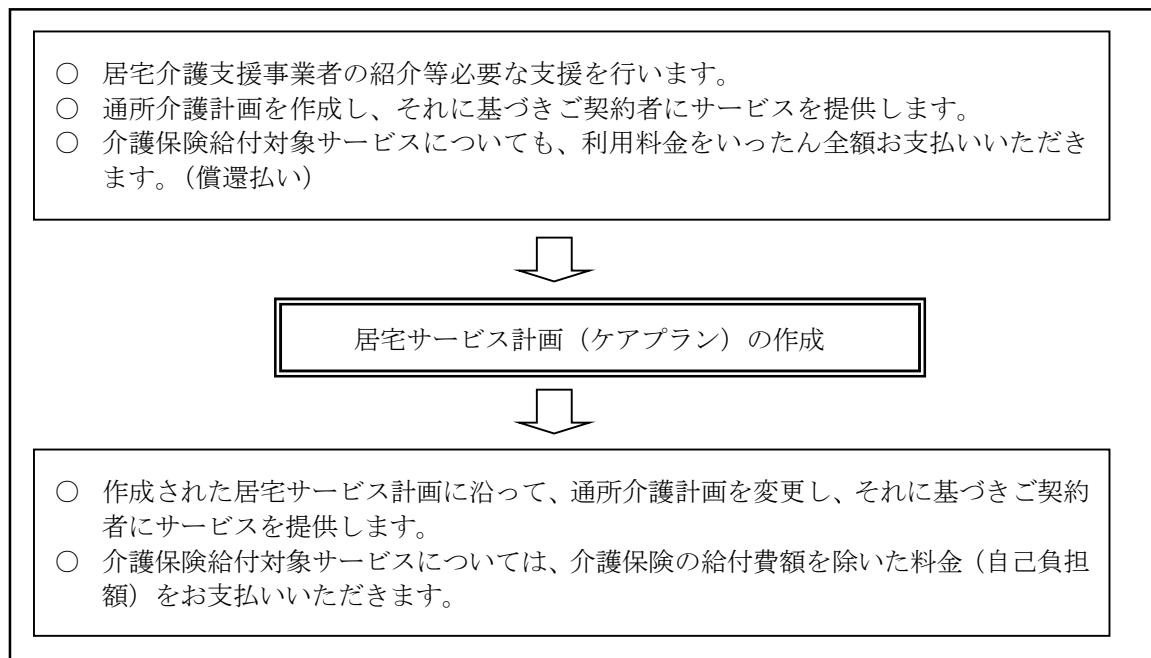
### 1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

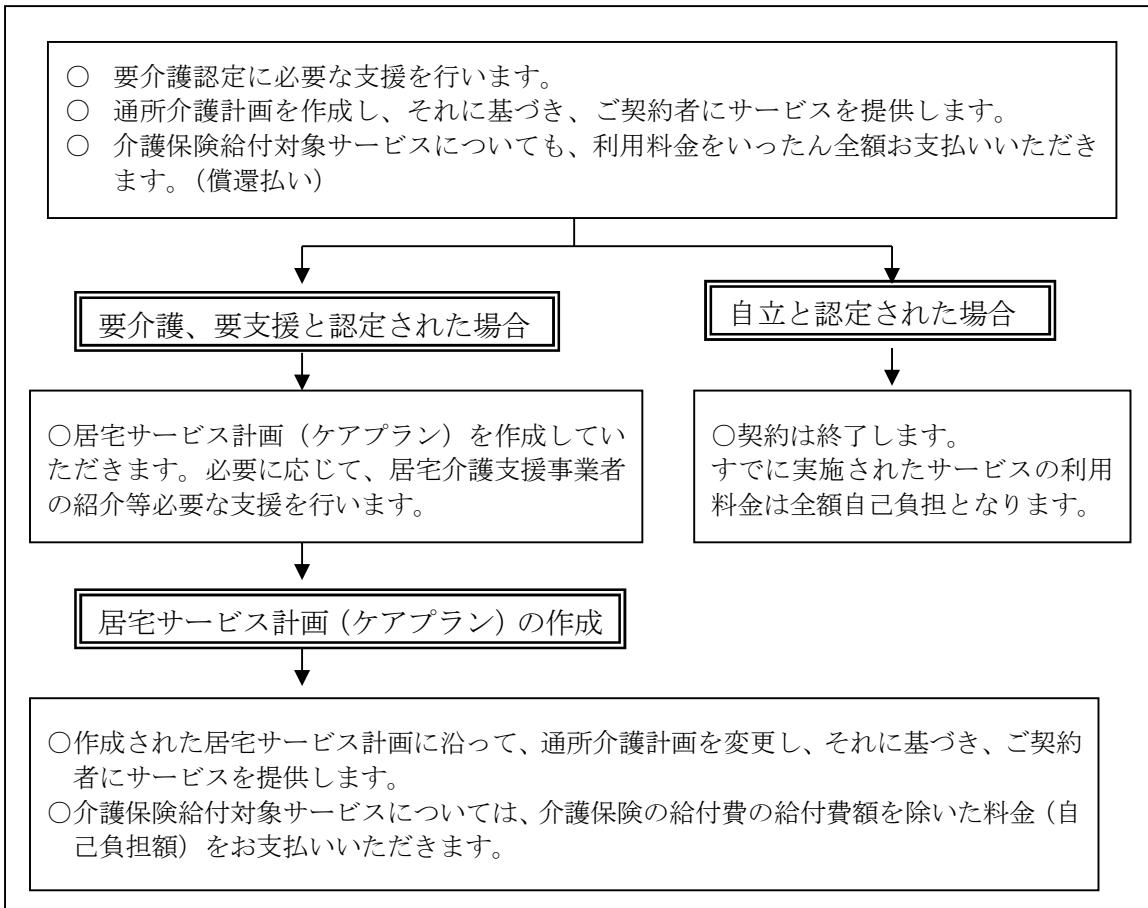


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合



## ②要介護認定を受けていない場合



## 2. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から情報の聴取、確認をします。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。また、この義務はサービス従事者が職を退いた後も継続されます。  
ただし、サービス実施上、必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

### 3. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者、サービス従事者又は従業員が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者又はサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## （3）契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 5. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、内容や状況に応じて以下のとおり速やかに対応します。

### （1）ご契約者に医療を必要とする体調の急変や事故が発生した場合

- ・サービスを提供した職員または第一発見者は応急処置を行ったうえで、速やかに看護職員及び管理者に報告します。
- ・発生状況・受傷状況を確認し、速やかにご家族（予めご指定の緊急連絡先）に連絡して、主治医や協力医療機関の受診等必要な処置が講じられるよう手配します。（付添いは、ご家族の方にお願い致します。）
- ・急を要する場合やご家族と連絡が取れない場合には、事業所の判断によって処置を講じ、事後報告となる場合もあります。

### （2）ご契約者の財物が破損・紛失した場合

- ・サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を管理者・施設長に報告し、管理者・施設長より速やかにご家族へ連絡します。

※いずれの場合も速やかに居宅介護支援事業所（担当ケアマネジャー）に報告します。

※重大な事故の場合（原則として医療処置を受けた場合はすべて）は早島町や県民局、その他関係機関へ報告し、緊急の指示を仰いだり、再発防止のための助言や指導を受けたりします。

※事故の状況と処置は必ず記録を残します。その上で、関係職員・管理者・施設長等にて事故原因の調査・分析を行って再発防止に努めるとともに、ご契約者やご家族に誠実に説明します。

※また、いずれの場合も、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

## 6. 第三者評価について

第三者による評価は実施していません。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 苦情受付窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ◎ 常設苦情受付窓口

[苦情解決責任者] 施設長 野中 亨介

[苦情受付担当者] 管理者 藤原 和幸

所在地 都窪郡早島町大字前湯249番地1

社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

電話番号 086-482-3517

受付時間 毎週月曜日～土曜日

8:30～17:30

#### [第三者委員]

氏名 則武 利明

連絡先 早島町早島1220番地

電話 482-0016

氏名 藤本 慶一

連絡先 早島町早島1083-2

電話 483-1055

### (2) 苦情解決の方法

#### (ア) 苦情の受付

苦情は面接・電話・書面などにより苦情解決担当者が隨時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

#### (イ) 苦情受付の報告と確認

苦情受付担当者が受けた苦情は苦情解決責任者に報告します。苦情申出人が第三者委員への報告を希望した場合は第三者委員にも報告します。第三者委員は苦情内容を確認し苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

#### (ウ) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることがあります。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

#### (4) 記録の保存

苦情解決にあたり、その事実確認が出来るように、利用終結後5年間は記録を保存します。

#### (5) 行政機関その他苦情受付機関の紹介

本事業で解決できない苦情は、下記の専門機関に申し立てることができます。

早島町役場 健康福祉課 介護福祉係	所在地 早島町前潟360番地1 電話番号 086-482-2483 FAX 086-482-0652 受付時間 8:30~17:00
岡山市役所 保健福祉局 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 FAX 086-235-3711 受付時間 8:30~17:00
倉敷市役所 本庁 介護保険課	所在地 倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3343 FAX 086-421-4417 受付時間 8:30~17:00
岡山県運営適正化委員会	所在地 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉ボランティアNPO会館 電話番号 086-226-9400 FAX 086-226-9400 受付時間 月曜~金曜 9:00~17:00
岡山県国民健康保険団体 連合会 介護110番	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 (岡山県国保会館) 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 月曜~金曜 8:30~17:00